

答申第1号
平成10年3月30日

神戸市長 笹山幸俊様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西原道雄

本人以外から個人情報を収集すること等について（答申）

平成10年2月24日付神総行第141号により諮問のあった標記事項について、
下記のとおり答申します。

記

1 別紙の類型に該当する事案については、今後、当審議会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求ること。

別紙1 本人以外から個人情報を収集することについて
(条例第7条第2項第5号)

別紙2 思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(条例第7条第3項ただし書)

別紙3 個人情報を目的外に利用又は提供することについて
(条例第9条第1項第4号)

2 別紙4の事務3件については、思想信条等に関する個人情報の収集を認める。

3 別紙5の事務1件については、個人情報の目的外の利用又は提供を認める。

本人以外から個人情報を収集することについて
(第7条第2項第5号)

別紙1

	類型	理由
1	(栄典・表彰等の選考) 栄典・表彰等の選考を行うため、人選に必要な範囲内で、選考対象者、候補者に関する個人情報を候補者以外の者から収集する場合	①本人から収集すると、公正な選考に支障を生じたり、候補者に事前に期待をいだかせ、選考外となった際の不信感につながる場合があるため ②事務の性質上、本人から収集すると、情報の客觀性、正確性を確保することができず、目的に適う選考を行うことが困難になる場合があるため
2	(賓客・研修者等の受入れ) 賓客や研修者等を受入れる際、当該賓客等に関する個人情報を、本人が所属する団体や関係先から収集する場合	受入れ後の適切な対応のため、賓客等が所属する団体や関係先から、あらかじめ当該賓客等に関する個人情報を収集せざるを得ない場合があるため
3	(職員の任免等) 職員の任免等を行うに当たり、本人以外の者から本人に関する個人情報を収集する場合	職員の任免等において、任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人以外の者から収集する場合があるため
4	(審議会委員等の選任・委嘱) 委員、講師、指導者、助言者等を選任・委嘱するため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体、市町村等から収集する場合	①適任者を幅広く求めるため ②本人から収集すると、候補者に事前に期待をいだかせ、選任されなかった際の不信感につながる場合があるため ③団体、市町村等から推薦される場合は、推薦という性質上、本人から収集することができないため ④事務の性質上、本人から収集すると、情報の客觀性、正確性を確保することができず、目的に適う選任を行うことが困難になる場合があるため

	類型	理由
5	(相談・要望・意見等) 市民等から相談・陳情・要望・意見・苦情・主張等を受ける際、その中に当該相談者等以外の者に関する情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を当該相談者等から収集する場合	①相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容の中に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため ②相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関わる場合、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行うため
6	(出版・報道等) 本人が公表に同意・了承し、あるいは公表を意図しており、一般的に誰もが知り得る状態にあるといえる出版・報道等、又は国・地方公共団体の広報紙等から、個人情報を収集する場合 ただし、配付先等の範囲が限定されている出版物、情報の正確性が不明である報道等によるものは除く	①本人が公表に同意・了承し、あるいは公表を意図し、又はそのように類推できるため ②一般に情報が正確と考えられている国・地方公共団体の広報紙等で公にされているものについては、不特定多数の者が知り得る状態にあると考えられるため
7	(所在確認) 本人の所在が不明の場合、本人の所在確認のため、本人が所属する団体、家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	本人の所在確認の事務の性質上、本人からは収集できないため
8	(資料等の受け取り) 国、他の地方公共団体、市の機関等から送付された資料等を受け取る際、その中に関係者等の個人情報が含まれていることがあるため、それらの個人情報を国、他の地方公共団体、市の機関等から収集する場合	①国、他の地方公共団体、市の機関等の事務の執行の過程で送付されるものであり、収集の意図はないが、資料が送付されてきたことにより、結果として本人以外から収集することになるため ②送付されてきた資料等の中に個人情報が含まれている場合、その部分を除いて収集することは困難であるため

	類型	理由
9	(資格要件・基準・条件等) 各種許認可、給付の際の資格要件・基準・条件等の調査確認のため、申請者等に関する個人情報を申請者以外の者から収集する場合	①各種許認可、給付制度を適正に運営するに当たっては、資格要件等を正確に把握することが必要であるが、申請者からの収集だけでは、情報の客観性や正確性を確保することができない場合があるため ②事務の公平性を確保するため
10	(融資制度の運営) 融資制度を運営するに当たり、取扱金融機関から借受者の償還状況等に関する個人情報を収集する場合	各種の融資制度を適切に運営するに当たっては、借受者の償還状況等の個人情報を正確に把握することが必要であるが、本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じる場合があるため
11	(各種申請・届出等) 規則等の規定に基づく各種の申請・届出等を受ける際、要件としての当該申請者・届出者等以外の者に関する個人情報を申請者等から収集する場合	当該申請者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請等の要件として規則等で定められていることがあるため
12	(委託先の情報) 委託契約に伴い、当該受託者からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	契約内容によっては、責任者や緊急時の連絡体制等を把握する必要があるものもあり、委託先の従業員の氏名等を当該団体等から収集する場合があるため
13	(団体等に対する調査・指導等) 団体等に対する調査・指導や補助金等の交付を行うに当たり、当該団体等の職員、又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を、当該団体等から収集する場合	団体等に対する調査・指導や補助金等の交付の事務を行うに当たって、給与・待遇等の状況を把握したり、補助金等の算定の基礎資料とするため、これらの情報を保有している当該団体から職員等の個人情報や入所者等の個人情報を収集する場合があるため

	類型	理由
14	<p>(争訟・事故) 争訟や事故に関する事務において、当該事務の目的を達成するために、当該争訟等の関係者に関する個人情報を本人以外から収集する場合</p>	<p>①本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる場合があるため ②争訟の場合、当方の目的を達成するため必要な情報は、本人にとって不利益であることが多く、本人から収集することが困難であるため</p>
15	<p>(土地等の取得等) 公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用等に当たり、事業の円滑な推進を図るため、所有権等の本人の権利関係に関する個人情報を本人以外から収集する場合</p>	公共事業に伴い権利関係等を確認する場合、その円滑な推進を図るため、本人以外から本人の個人情報を収集することが必要な場合があるため
16	<p>(診療行為・疾病予防等) 医療機関、保健所等の機関が、診療行為・疾病予防等のために、本人の主治医・家族等から本人に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>①患者、受診者に対し、的確な医療、保健指導を行うに当たり、本人の主治医・家族等から本人の過去の治療歴等に関する個人情報を入手することが必要な場合があるため ②本人から収集すると、情報の正確性、客観性を確保することができない場合があり、事務の遂行に支障が生じるため</p>
17	<p>(医療費の支払・助成) 医療費の支払い事務や助成事務を行っており、患者を診察した医師や医療機関から、当該患者の治療内容等に関する個人情報を診療報酬明細書等により収集する場合</p>	医療費の支払い事務や助成事務を適正に行うためには、治療内容等の個人情報を収集する必要があるが、制度上、医療機関は診療報酬明細書を保険者等に提出することとなっており、本人以外から収集せざるを得ないものであるため

	類型	理由
18	<p>(教育・指導等)</p> <p>幼稚園、学校において教育・指導を行うために、在籍（卒業）している生徒等に関する個人情報を保護者等から（保護者等の情報を生徒等から）収集する場合、又は社会福祉施設入所者・通所者等の指導・訓練を行うために、入所者等に関する個人情報を家族等から（家族等の個人情報を入所者等から）収集する場合</p>	<p>①指導上、保護者等から生徒等の情報を得たり、生徒等から保護者等の情報を得ることが必要な場合があるため</p> <p>②的確な指導・訓練を行うに当たり、家族等から入所者等の情報を得たり、入所者等から家族等の情報を得ることが必要な場合があるため</p> <p>③本人から収集すると、情報の正確性・客観性を確保することができず、事務の遂行に、支障が生じる場合があるため</p>

〈備考〉 各類型に該当して本人以外から収集する個人情報は、必要最小限とする。

**思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(第7条第3項ただし書)**

別紙2

	類型	収集する個人情報	理由
1	<p>(イベント・研修等) イベント・研修・試験等に際し、参加者等の思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 	<p>①各種コンクールや試験の作文等の中に、本人の意思により提出された思想等に関する個人情報が含まれている場合があるため ②イベント等参加者の健康状態で参加資格を判断したり、参加者の万一の事故に備えるため、身体に関する個人情報を収集する場合があるため</p>
2	<p>(栄典・表彰等) 栄典・表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項 	<p>①功績調書の中には、思想等に関する個人情報が含まれる場合があるため ②障害者等が受賞する表彰等については、身体に関する個人情報を収集する場合があるため ③栄典・表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が候補者となることは、社会通念上、市民等の感情にそぐわないため、選考に当たって犯罪歴の有無を確認する場合があるため</p>
3	<p>(海外からの賓客等の受け入れ) 海外からの賓客や研修者等の受け入れ、海外派遣に当たり、思想信条信教に関する個人情報を収集する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・思想信条信教 	<p>海外からの賓客や研修者等の受け入れ等に当たり、信教に基づく食事内容の制限等生活習慣の違いを把握し、滞在中の適切な対応を図るために、思想信条信教の個人情報を収集することが必要な場合があるため</p>
4	<p>(職員の任免等) 職員の任免等を行うに当たり、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項 	<p>職員の任免等において、任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の身体に関する個人情報、犯罪歴に関する個人情報を収集する場合があるため</p>

	類型	収集する個人情報	理由
5	(講師等の選任等) 講師等の選任等を行うに当たり、当該候補者等の思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	市民講座等の講師等を選任するに当たって、講演等の趣旨に適う人選を行うために、テーマの内容によっては、思想等に関する個人情報、身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合があるため
6	(相談・要望・意見等) 市民等から相談・陳情・要望・意見・苦情・主張等を受ける際、その中に当該相談者等の思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報が含まれている場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	①相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容の中に思想等に関する個人情報、身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため ②事務の目的を達成するために収集する場合があるため
7	(出版・報道等) 本人が公表に同意・了承し、あるいは公表を意図しており、一般的に誰もが知り得る状態にあるといえる出版・報道等、又は国・地方公共団体の広報紙等から、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合 ただし、配付先等の範囲が限定されている出版物、情報の正確性が不明である報道等によるものは除く	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	本人が公表に同意・了承し、あるいは公表を意図し、又はそのように類推できる出版・報道等により一般的に誰もが知り得る状態にあるものや、一般的に情報が正確であると考えられている国・地方公共団体の広報紙等で公にされているものについては、不特定多数の者が知り得る事実と考えられるため、事務の内容によっては、これらの出版・報道等から思想等に関する個人情報、身体に関する情報、犯罪歴などの個人情報を収集する場合があるため
8	(資格要件・基準・条件等) 各種許認可、給付等の事務を行うに当たり、申請者等の個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	許認可等事務において、許認可等を受ける者の水準を確保することを目的に、規則等において、身体に関する情報、犯罪歴を許認可等の要件としているものがあり、収集する場合があるため

	類型	収集する個人情報	理由
9	(委託契約等) 委託契約等に当たり、当該委託先の従業員の身体に関する個人情報を収集する場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報	委託契約等に当たり、契約内容等によつては、委託先の従業員等の身体に関する個人情報を収集する場合があるため
10	(土地等の取得) 公共事業において、土地等を取得するに当たり、神社、寺院、教会等の土地等所有者の思想信条信教に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教	公共事業において、土地・家屋等を取得するに当たり、神社、寺院、教会等の移転等が必要となる場合、補償等を行うために、土地や家屋等所有者の思想等に関する個人情報を収集する場合があるため
11	(災害・事故の被害状況の把握等) 災害や事故の被害状況を把握する事務、害者に給付金等を支給する事務等を行うに当たり、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報	災害や事故の被害状況を把握する事務や被害者に給付金等を支給する事務等を行うに当たって、身体に関する被害の程度を把握し、給付等の算定の基礎資料とするために、身体に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため
12	(争訟) 争訟の事務を行うに当たり、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	争訟の事務において、市としての主張立証等を行うに当たり、事案の内容によつては、思想等に関する個人情報、身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため
13	(社会福祉施設入所者等) 社会福祉施設入所者等の指導・処遇等を行うに当たり、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報 ・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	①社会福祉施設等において入所者・通所者等の実状を正確に把握し、指導・処遇等を的確に行うため、身体に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため ②児童相談所等においては、児童に対する指導・処遇を行うため、児童及びその保護者等の思想等に関する情報、身体の状況、犯罪歴などの個人情報を収集する場合があるため

	類型	収集する個人情報	理由
14	(障害者施策等) 障害者を対象とした事務を行うに当たり、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報	障害者を対象とした事務を行うに当たり、対象者の要件に合致するか否かを把握するために、身体に関する個人情報を収集する必要があるため
15	(医療機関・保健所等での治療等) 医療機関・保健所等が、診療行為・疾病予防等を行うに当たり、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報	①信教等により、食事内容の制限や輸血拒否等、治療や指導内容に影響をおぼすことがあり、収集する場合があるため ②病気の予防や治療等を行うために、患者の身体の状況を知る必要があるため
16	(保険給付等) 各種の年金や保険給付・医療費負担等に係る事務を行うに当たり、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・個人の特質を規定する身体に関する情報	各種年金・保険給付、医療負担等に係る事務を行うに当たって、対象者の状況を正確に把握するため、身体に関する個人情報を収集する場合があるため
17	(地域改善対策事業) 地域改善対策事業を行うに当たり、当該事業を実施するために必要な個人情報を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	地域改善対策事業を行うに当たって、その対象となる者がいわゆる同和地区の出身者であるという個人情報を収集することが必要な場合があるため
18	(市立学校等の生徒の指導等) 市立学校等在籍の児童生徒等の指導・教育を行うに当たり、思想信条信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報を収集する場合	・思想信条信教 ・個人の特質を規定する身体に関する情報	市立学校等在籍の児童生徒等の適切な指導・教育・健康管理のため、作文等により思想等に関する個人情報、健康診断等により身体に関する個人情報を収集する場合があるため

〈備考〉 各類型に該当して収集する思想等に関する個人情報は、必要最小限とする。

個人情報を目的外に利用又は提供することについて
(第9条第1項第4号)

別紙3

類型	理由
1 (案内状・広報資料等の送付のための提供等) 会議等の案内や広報資料、挨拶状等を送付する目的での氏名・住所等の提出の求めに応じて、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、挨拶状や関係資料を送付したりする場合がある。これは、本人の利益のためや儀礼上の必要性等から行うものであり、本人が拒んでいる場合を除き、本人の権利利益を侵害するおそれではなく、あらためて本人から収集するまでもないため、個人情報の利用又は提供を行う場合がある
2 (栄典・表彰等の選考のための提供等) 栄典・表彰等の選考又は委員、講師、指導者、助言者等の選任・委嘱を行うため、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る	本人から収集すると、公正な選考に支障を生じたり、候補者に事前に期待をいだかせ、選考外となつた際の不信感につながるおそれがあるため、候補者に関し他の目的で収集した個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある
3 (報道機関への提供) 報道機関へ発表し、または報道機関からの取材に対応するため、該当者に関する個人情報を提供する場合 ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る	①対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合がある ②事故等特別の理由があるときは、発表することが公益上必要なことがあるため、提供する場合がある

	類型	理由
4	<p>(研究・統計作成のための提供等) 専ら学術研究又は統計資料作成のために、当該実施機関内部で利用したり、他の実施機関、国等に個人情報を提供する場合 ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	学術研究又は統計資料の作成においては、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため、研究等の目的を考慮した上で、個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある
5	<p>(争訟) 争訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を提供する場合 ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	市が争訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、当初の収集目的にかかわらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要な場合がある
6	<p>(訴訟の当事者からの照会に応じた提供) 民事訴訟法第163条の規定に基づく訴訟の当事者からの照会に応じて提供する場合 ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある
7	<p>(弁護士法に基づく提供) 弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある

	類型	理由
8	<p>(裁判所の求めに応じた提供) 法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて個人情報を提供する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある
9	<p>(捜査機関からの照会に応じた提供) 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの照会に応じて提供する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある
10	<p>(税情報の照会に応じた提供) 国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問、検査等に応じて提供する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある

	類型	理由
11	<p>(会計検査院からの照会に応じた提供)</p> <p>会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院からの帳簿等の提出要求に応じて提出する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	法律の規定に基づく照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて、対処することが必要であり、提供する場合がある
12	<p>(国等からの求めに応じた提供等)</p> <p>実施機関や国等が法令等に基づき実施する事務に関して、回答、協議等を行うため実施機関が内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	<p>①実施機関や国等が法令等に基づく事務を行うために必要な情報で、個人情報を使用する公益上の必要性が認められるときは、提供する場合がある</p> <p>②住民の福祉の向上をはかるため、国等とは相互に協力して適切に事務を執行することが要請されるため、個人情報を利用又は提供することが必要な場合がある</p>
13	<p>(共同事務を執行するための提供等)</p> <p>実施機関内部又は他の実施機関との間において、事務を共同又は分担して執行したり、同種の事業を実施するに当たり、情報を共有するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供する場合 ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>	事務の共同執行等は行政の運営方法の一つであり、そのために事務の所管課が複数であることにより、それぞれの事務の所管課において個人情報を収集しなければならないとする、結果として、市民の負担増をまねくことになり適当でないため、利用又は提供が必要な場合がある

	類 型	理 由
14	<p>(病名・病状等の提供) 病院等の患者が意思表示をすることが困難であるなど、病院等の患者に対して病名・病状等を告げることができないため、患者の家族等に対し、病名・病状など、患者に関する個人情報を提供する場合</p>	病名・病状等は、患者の家族等にとって重大な関心事であり、家族等に対して病名・病状等を提供することが必要な場合がある

〈備考〉 各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。

思想信条等に関する個人情報を収集することについて
(第7条第3項ただし書)

別紙4

(個別事務)

	事務名	収集する個人情報	理由
1	青少年補導センター補導関係事務 (教育委員会)	・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	補導された青少年に対する健全育成のための指導にあたり、当該青少年の犯罪歴に関する個人情報を収集する場合があるため
2	身分証明事務 (区役所)	・社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項	国からの通知に基づく事務であるため(検察庁からの犯人名簿送付に基づき犯人名簿を作成)
3	外国人墓地の使用に関する事務 (建設局)	・思想信条信教	宗教により、墓地の区域が分かれており、被埋葬者の信教に関する個人情報を収集する必要があるため

〈備考〉 各事務で収集する思想等に関する個人情報は、必要最小限とする。

個人情報を目的外に利用又は提供することについて
(第9条第1項第4号)

(個別事務)

	事務名	理由
1	給水装置工事申請に係る事務 (水道局)	指定給水装置工事事業者が工事を行うに当たり、各家庭の給水装置に関する設計等について調査・調整する必要があるため、工事にかかる設計図等の個人情報を工事施行業者に閲覧させる場合がある

〈備考〉 上記事務で提供する個人情報は、必要最小限とする。